

富士見町定住促進対策新築住宅補助金

問 総務課 企画統計係 ☎62-9332

定住のための住宅を新築される方は、町の新築住宅補助金をご活用ください。

- 【目的】 富士見町に定住する目的で住宅を新築、または新築住宅を購入した方にその経費の一部を補助することで、人口の維持増加を図り、町の活性化を推進する。
- 【期間】 平成22年度から平成26年度までの5年間
- 【補助金額】 「富士見町定住促進対策新築住宅補助金」として50万円

補助対象者の条件

- ・町内に自らが定住する目的で住宅を新築、または新築住宅を購入した方
- ・申請時に町内に住所を有している方（外国人含む）
- ・町税等の滞納がない方
- ・申請時に満45歳未満の方
- ・都市計画富士見町公共下水道排水区域および農業集落排水事業計画区域の中に新築した方、または区・集落組合に加入した方



補助対象住宅の条件

- ・町内に本店、営業所等を有する業者が新築に係る全部または一部工事（50万円以上）を施工した住宅
- 【必要書類】 ①富士見町定住促進対策新築住宅補助金交付申請書(様式第1号)
②住宅新築に係る請負契約書の写し ※一部工事については、工事の明細と領収書(受領書)の写し
③住宅の登記事項証明書 ④住宅の位置図 ⑤住宅の完成写真
⑥町税等の「完納証明書」、または町税等の滞納がないことを補助金(交付金)交付事務取扱職員が確認することの「閲覧承諾書」
⑦住民票の写し、外国人登録原票記載事項証明書

注意事項

- ・補助金の申請を予定している方は、補助対象の条件に該当しないケースがありますので事前にご連絡ください。
- ・申請については、住宅の建築または取得が完了した日（登記完了日）から3ヶ月以内となります。
- ・この補助金については、予算の範囲内での対応とさせていただきます。

「土地・家屋の評価額」と「自己資産」の確認ができます

問 財務課 町税係 ☎62-9124

固定資産の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

この縦覧は、納税義務者の方が自己の所有する土地・家屋の評価額につき、適正かどうかを確認していただく制度です。財務課職員がご相談に応じますので、ぜひこの機会にご利用ください。

- 【期間】 4月1日～4月30日（土・日・祝日を除く）
- 【時間】 午前8時30分～午後5時15分
- 【場所】 役場 財務課 町税係（1階4番窓口）
- 【内容】 土地価格等縦覧帳簿（所在地・地番・地目・地積・評価額）
家屋価格等縦覧帳簿（所在地・家屋番号・種類・構造・床面積・建築年・評価額）
- 【対象者】 納税義務者および同居の親族・納税管理人・前記の代理人
- 【持ち物】 免許証など本人確認ができるもの・委任状（代理人の方）
- 【手数料】 無料
- 【その他】 縦覧帳簿のコピーはできません。非課税または免税点未満の土地、家屋対象外および納税義務がない方、1月2日以降に所有者となった方は縦覧できません。

固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者の方が、自己の資産について固定資産課税台帳に記載された内容を確認することができます。

- 【期間】 4月1日～翌年3月31日（土・日・祝日を除く）
- 【時間】 午前8時30分～午後5時15分
- 【場所】 役場 財務課 町税係（1階4番窓口）
- 【対象者】 納税義務者および同居の親族・借地人または借家人・前記の代理人・固定資産の処分の権利を有する方
- 【持ち物】 免許証など本人確認ができるもの・印鑑・借地、借家に係る賃貸借契約書など（借地人または借家人の方）・委任状（代理人の方）
- 【手数料】 縦覧期間中（4月1日～4月30日）は無料ですが、それ以外の期間は一名義人300円です。
- 【その他】 借地人または借家人等関係人の閲覧は、該当する物件だけの閲覧となります。

